

# 第1回中小企業技術革新挑戦支援事業事後評価検討会

## 議 事 要 旨

1. 日 時 平成27年2月3日(火) 16:25~17:10
  2. 場 所 経済産業省別館1階105会議室
  3. 出席者
    - 上野 保 東成エレクトロビーム株式会社代表取締役会長
    - 清水 聖幸 独立行政法人産業総合技術研究所産学官連携推進部長
    - 鈴木 雅洋 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
理事・事業化支援本部長
    - 二戸 光弘 独立行政法人中小企業基盤整備機構経営支援部審議役
    - ※柳本 潤 国立大学法人東京大学生産技術研究科教授
    - 山田 伸顯 公益財団法人大田区産業振興協会副理事長
- ※は座長

### (事務局)

中小企業庁技術・経営革新課  
課長 平井 淳生  
課長補佐 工藤 勝弘  
係長 戸梶 竜太

### (評価推進課)

産業技術環境局技術評価室  
技術評価専門職員 小木 恵介

#### 4. 配布資料

- 資料 1 委員名簿
- 資料 2 研究開発評価に係る委員会等の公開について
- 資料 3 経済産業省における研究開発評価について
- 資料 4 評価方法（案）
- 資料 5 中小企業技術革新挑戦支援事業と中小企業技術革新制度（SBIR 制度）の概要
- 資料 6 中小企業技術革新挑戦支援事業評価用資料
- 資料 7 評価報告書の構成（案）
- 資料 8 評価コメント票
- 資料 9 質問票
- 参考資料 1 経済産業省技術評価指針
- 参考資料 2 経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準
- 参考資料 3 中小企業技術革新挑戦支援事業事前評価報告書

#### 5. 議事概要

##### （1）評価検討会の公開について

事務局から、資料 2 により、評価検討会の公開について説明がなされた後、本評価検討会について、会議、配付資料、議事録及び議事要旨を公開とすることが了承された。

##### （2）評価の方法等について

事務局から、資料 3、4、7、8 により、評価の方法等について説明がなされ、了承された。

##### （3）研究開発制度の概要について

事務局から、資料 5、6 により、中小企業技術革新挑戦支援事業の概要について説明がなされた。

主な質疑等は以下のとおり。

- ・事業の位置付けについて、SBIR 制度の特定補助金に多段階選抜方式を導入していくという背景があって、厚生労働省の障害者向け機器開発事業の F/S 事業という位置付けなのかという質問に対し、そうである旨回答。
- ・多段階選抜事業を 10 本にするという目標は、経済産業省以外の特定補助金の 40 本に対してか、経済産業省も含めたものであるのかとの質問に対し、含めたものである旨回答。
- ・厚生労働省の障害者自立支援機器等開発促進事業の採択率はいくつかと

の質問に対し、採択率が非公表のため細かい数字を把握していないが同程度であったと聞いている旨回答

- ・採択率がわからないと、当事業の有効性について相対的な比較が難しいとの意見に対し、同事業は採択率ではなく、中小企業の挑戦の機会の増大を目的としたものである旨回答。
- ・公募数について、当事業を始める前年度の障害者自立支援機器等開発事業への公募数はいかつかという質問に対し、厚生労働省に確認して回答する旨回答。
- ・多段階選抜制度は良い制度であり、他の支援策にも適用していくのが大事。中小企業庁にプレッシャーをかけてもあまり予算は増えないので、国として力を入れていくべき。
- ・単一事業の評価としては、それなりに効果があったというのだが、SBI R全体として見るとどうなのかは別の話。政府調達にどう結びつけるかとかという話もあるので、是非コメントに書いてほしい。
- ・26年度は当事業を行っているのかという質問があり、25年度までの事業である旨回答
- ・障害者自立支援機器開発事業は多段階選抜事業ではないのかという質問に対し、当事業とセットで多段階選抜となっているが、制度としては違うという整理をしている旨回答。
- ・29件のうち7件が障害者自立支援機器開発事業に採択されたのかという質問があり、そうである旨回答。
  - ・厚生労働省の事業は大企業を含む全ての企業を含むものの採択率になっており、それが同じ比率というのは悪くはないとの印象を持つが、きちっとした統計はないのでそれ以上はなかなか読み取れない。
- ・SBI R制度で入札の金額を低くすることを提案して反映されている。中小企業の参入を容易にしたことはこれは一つの評価。

#### (4) 今後の予定について

評価コメント票の提出期限を平成27年2月13日とすることを確認した。また、報告書案については、2月下旬にて書面での確認とすることとした。

以上